

議案第 8 号 令和 8 年度大津市後期高齢者医療事業特別会計予算に
ついて

それでは、議案第 8 号、令和 8 年度大津市後期高齢者医療事業特別会計予算について御説明いたします。

議案書の 25 ページをお願いいたします。

第 1 条に歳入歳出予算の総額を定めています。

歳入歳出それぞれ 70 億 1 千 1 0 0 万円を予算計上しております。

それでは、内容につきまして令和 8 年度大津市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算事項別明細書により、御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。

324 ページをお願いいたします。

款 1 保険料は、滋賀県後期高齢者医療広域連合において賦課決定された保険料のうち、被保険者が納付した保険料の収入です。

款 2 使用料及び手数料は、納期限までに保険料の納付がなかった被保険者への督促状の送付に係る手数料等です。

款 3 繰入金、項 1 繰入金、目 1 繰入金、節 1 一般会計繰入金は、

事務経費に係る繰入です。節2 保険基盤安定繰入金は、低所得者に対する保険料軽減相当額を公費で補填する法定繰入の制度で、県負担分の4分の3を一般会計で受け入れて、これに市負担分の4分の1を合わせて繰り入れるものです。

款4 繰越金は、令和7年度の決算剰余金を受け入れるものです。

款5 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料は、納期限までに保険料の納付がなかった被保険者にかかる延滞金等です。項2 償還金及び還付加算金は、被保険者に支払った過年度分の保険料の還付金や還付加算金相当額について、滋賀県後期高齢者医療広域連合から受け入れるものです。項3 雑入は自治体情報システム標準化にかかる移行経費のうち補助金対象経費に対して交付されるデジタル基盤改革支援補助金等です。歳入合計は70億1千100万円です。

以上で歳入の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

326ページをお願いいたします。

款1 総務費は、資格確認書等の郵送経費、自治体情報システム標準化対象業務のうち、後期高齢者医療業務の令和8年度の移行業務にかかる経費、電算システムの委託経費、機器の賃借料、システム使用料等です。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金は、徴収した保険料に、低所得者の保険料軽減分を公費で補填する保険基盤安定繰入金の市及び県の負担分について一般会計から繰り入れた額と合わせて、滋賀県後期高齢者医療広域連合へ支払う納付金を計上するものです。

款 3 諸支出金は、過年度分の過誤納付による、保険料の還付金及び還付金に伴う加算金です。

款 4 予備費を含めて、歳出合計は、70億1千100万円です。

以上、議案第8号、令和8年度大津市後期高齢者医療事業特別会計予算についての説明とさせていただきます。

御審査賜りますようお願い申し上げます。